

J-クレジット制度管理者御中

実績確認概要書

平成 29 年 2 月 21 日
ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	A 重油ボイラから国産間伐材を利用した木質バイオマスボイラへの更新プロジェクト
プロジェクト番号	KC0118
排出削減事業者名	宮内林業株式会社
排出削減共同実施事業者名	株式会社F Tカーボン
事業実施場所	宮内林業株式会社 本社工場 (宮崎県都城市都北町 7436 番地)
事業の概要	A 重油ボイラ 13 台を木質バイオマスボイラ 1 台へ更新する。木質バイオマスへのエネルギー転換によって、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2008 年度 740 tCO2 2009 年度 1,776 tCO2 2010 年度 1,776 tCO2 2011 年度 1,776 tCO2 2012 年度 1,776 tCO2 (国内クレジット事業実施期間合計 7,844 tCO2) 2013 年度 1,776 tCO2 2014 年度 1,776 tCO2 2015 年度 1,776 tCO2 2016 年度 1,036 tCO2 (J-クレジット事業実施期間合計 6,364 tCO2)
クレジット 認証期間	開始日 2008 年 11 月 1 日 終了日 2016 年 10 月 31 日

排出削減方法論	方法論番号 001 「ボイラーの更新」
---------	---------------------

2. 本実績確認の対象期間

2013年4月1日～2016年10月31日（第3回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	9,576 tCO ₂ （2013年4月1日～2016年10月31日）
-------	--

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	実績確認手続き
排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること	1) 開始日の確認（初回実績確認の場合） 第3回実績確認のため対象外 2) 対象期間中の設備稼働確認 本実績報告書期間において、承認排出削減計画により導入されたバイオマスボイラーが、継続的に稼働していることを月次のバイオマスボイラー稼働実績報告書等にて確認した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	1) モニタリング方法の確認 モニタリング対象指標の項目内容を確認し、承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画通り、ボイラー更新に関するモニタリングが実施されていることを確認した。 2) 活動量の正確性 関係者への質問、活動量の実績データの検証、排出削減量

	<p>算定の検証等により、制度の実施規定及び承認排出削減事業計画通り、正確に集計されていることを確認した。ボイラー更新に関する、給水量、ブロー率、蒸気及び給水の比エンタルピーと事業実施前のボイラー効率の記録の保存が適切になされていることを確認した。</p> <p>3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認 承認排出削減事業計画通りのモニタリング対象指標がリストアップされ、使用されている A 重油の単位発熱量当たりの CO₂ 排出係数が J-クレジット制度・モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）Ver2.6 によるデータであることを確認した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認 事業実施後排出量、ベースライン排出量、リーケージ排出量、排出削減量の算定結果を根拠資料と突合、方法論の計算式との照合、計算過程の確認、再計算等を実施した結果、排出削減量の算定結果が正確であることを確認した。</p>
算定期間が移行期間内であること	本実績確認の対象期間は、2008 年 11 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までであり、排出削減量を算定した期間が 2016 年 10 月 31 日を超えないことを確認した。

5. 承認排出削減事業からの重要な変更点についての評価（該当する場合）

重要な変更点は、排出削減実績報告書の 2.5 に記述されている「木質バイオマスボイラの補機電力について、方法論の規定に従い、事業実施後排出量からリーケージ排出量に変更した。」である。

方法論 001 ボイラーの更新の「4. バウンダリー」では、付帯の補機類については、本方法論のバウンダリー外とし、「7. リーケージ排出量」では、排出削減事業の実施により生じるバウンダリー外での温室効果ガス排出量の変化であって、技術的に計測可能かつ当該事業に起因するものを、リーケージ排出量として考慮すると規定されている。

また、国内クレジット制度・モニタリング・算定・報告ガイドライン（平成 23 年 5 月 30 日）の「4.1.3 リーケージ排出量の特定及び算定」にリーケージ排出量が排出削減量の 5% に満たないと認められる場合については、排出量として考慮する必要はないと規定されている。

木質バイオマスボイラの補機電力は、方法論及びモニタリング・算定・報告ガイドライ

ンの規定を満足する故、排出量として考慮する必要はないと判断した。

6. 特記事項

確認した排出削減量に相当する再生可能エネルギー利用量について、熱量換算157,873GJであることを確認した。

今回の月間排出削減量は、排出削減事業計画の146%、前回の実績報告書（2010年1月1日～2010年12月31日）の127%と拡大している。これは、2008年度に対し、2010年度の製品出来高（m³）が97%、乾燥材量（m³）106%、乾燥材比率109%と拡大し、更に、2015年度の製品出来高（m³）が118%、乾燥材量(m³)が143%、乾燥材比率が120%と拡大すると共に、乾燥材の品質向上のため乾燥期間を延長していることに起因するものと考えられる。